

横浜市記者発表資料

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

令和7年10月15日
人事委員会事務局調査課

令和7年給与に関する報告及び勧告の概要

本年の給与勧告・報告の特徴

月例給、特別給（ボーナス）とともにプラス改定（4年連続の増額勧告）

- 民間給与との較差 13,469円（3.33%）を埋めるため、給料表を改定
(民間給与との較差が3%を超えるのは、平成3年以来34年ぶり)

- 特別給（ボーナス）の年間の支給割合を0.05月分引き上げ（年間4.60月→4.65月）

※ 給与の比較対象企業規模を50人以上から100人以上に見直し

給与制度のアップデートの実施（令和8年度実施）

- 職務・職責をより重視した給与体系とするため、給料表を改定

1 公民比較

人事院における官民給与の比較方法の見直しを踏まえ、国と同様の課題を考慮し、公民給与の比較方法について、比較対象企業規模を50人以上から100人以上に見直した。

(1) 月例給 ※令和7年4月分給与を比較

民間給与	職員給与	公民較差
418,549円	405,080円	13,469円（3.33%）

※ 企業規模50人以上で集計した場合の民間給与は417,977円であり、
公民較差は12,897円（3.18%）である。

(2) 特別給（ボーナス） ※昨年8月から本年7月までに支給された特別給を比較

民間の年間支給割合	本市の支給月数	民間との差
4.67月	4.60月	0.07月

2 公民較差に基づく給与勧告・報告の主な内容

(1) 月例給の改定内容

- 給料表を改定すること。
- 行政事務の職に採用される新規学卒者に対して適用する初任給は、国等の水準を考慮して、大学卒、短大卒及び高校卒は、いずれも12,000円引き上げる。
- 若年層を中心におおむね30歳台までの職員が在職する号給に重点を置きながら、全ての号給で引き上げ改定を行う。
〔初任給の引上げ額（大卒） 消防職員：13,300円、教員：13,800円〕

(2) 特別給の改定内容

- 期末手当及び勤勉手当の支給月数を年間で0.05月分引き上げ、4.65月とすること。
- 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に、0.025月分ずつ均等に配分すること。

区分	6月期 支給月数	12月期 支給月数	年間 支給月数
現行	期末手当 1.275 (1.075)	1.275 (1.075)	4.60 (4.60)
	勤勉手当 1.025 (1.225)	1.025 (1.225)	
令和7年度	期末手当 1.275 (1.075) 支給済	1.300 (1.100)	4.65 (4.65)
	勤勉手当 1.025 (1.225) 支給済	1.050 (1.250)	
令和8年度	期末手当 1.2875 (1.0875)	1.2875 (1.0875)	4.65 (4.65)
	勤勉手当 1.0375 (1.2375)	1.0375 (1.2375)	

※ () 内は、管理職員の支給割合（月数）である。

(3) 実施時期

月例給の改定：令和7年4月1日から実施

特別給の改定：この勧告を実施するための条例の公布の日から実施

裏面あり



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



3 その他の給与勧告・報告の主な内容

(1) 教育職員の給与等に関する法改正について

令和7年6月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」による教職調整額の引上げに伴い、教育職員給料表の4級以上（校長及び教頭の職務の級）の給料月額についても引き上げるため、所要の調整を行う必要がある。

(2) 給与制度のアップデートに関する考え方について

国における給与制度のアップデートの実施状況等を踏まえ、本市においても職務・職責をより重視した給与体系とするため、給料表を改定すること。【令和8年4月1日から実施】

- 行政職員給料表では、1級（職員I）、3級（職員III）から6級（課長級）まで職務給間の給料月額の重なりの縮小・解消のため、初号付近の号給の削除及び繰上げ等を行う。
- 行政職員給料表の7級（部長級）以上は、号給を大きくし化し、簡素な号給構成に改定を行う。
- 消防職員給料表及び医療職員給料表については、行政職員に準じた改定等を行う。
- 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、国との均衡を考慮し改定を行う。

(3) 諸手当の見直しについて

国等における改定状況及び本市の実情を踏まえ、扶養手当・通勤手当・管理職手当の見直しについて検討を行う必要がある。

4 人事給与制度等に関する報告（意見）の内容

本年の特徴

多様な職員が活躍できる環境を整え、やりがいを感じ、働き続けたいと思える魅力的な環境を創出することで、有為な人材の確保につながる好循環を生み出すための取組の方向性を報告

【言及項目】

- 人材の確保及び育成（人材の確保、人材の育成・人事評価）
- 柔軟な働き方及び仕事と生活の両立（柔軟な働き方の推進、両立支援制度のフォロー側への配慮）
- 多様な人材の活躍（女性職員の活躍推進、障害のある職員の活躍推進、会計年度任用職員の活躍推進）
- 健康経営とハラスメントの防止（長時間労働の是正、職員の心身の健康の確保、ハラスメントの防止）

【参考1】勧告どおり改定が実施された場合の行政職員の平均年収額

現行	改定後	増減	平均年齢
665万7千円	690万1千円	24万4千円	41.1歳

（令和7年4月から令和8年3月までの年収額）

<影響額>行政職員、消防職員、教育職員及び医療職員 約80億3千万円 [32,930人]

【参考2】給与勧告・報告の状況

	月例給 公民較差	特別給（ボーナス）		平均年間給与 増減額（行政職員）
		年間支給月数	対前年比増減	
平成3年	12,521円 (3.65%)	5.45月	0.10月	—
令和2年	※ △ 140円 (△0.04%)	4.45月	△0.05月	△1万9千円
3年	※ △ 62円 (△0.02%)	4.30月	△0.15月	△5万6千円
4年	866円 (0.22%)	4.40月	0.10月	5万1千円
5年	4,027円 (1.04%)	4.50月	0.10月	10万5千円
6年	10,866円 (2.76%)	4.60月	0.10月	21万8千円
7年	13,469円 (3.33%)	4.65月	0.05月	24万4千円

* 令和2年及び令和3年は月例給の改定なし

お問合せ先

人事委員会事務局調査課長 富田 義徳 Tel 045-671-3343



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

